

女性に優しくない トラブル

Trouble that doesn't gallant to ladies

弁護士・山田森一

Profile:山田森一(やまだもりかず)。第一東京弁護士会に所属する現役の弁護士。法律に関する書籍や、政治、経済、人生読本など著書多数。現在は、北の丸総合法律事務所に籍を置き民事を中心に活躍する。

第45回・離婚とお金

山田先生 こんにちは。いつも、愛読しています。私は56歳の専業主婦です。数年前から夫の顔を見るのもイヤになり、今は一緒にいるだけで窒息しそうです。で、夫の定年退職を機に離婚を決めました。離婚を切り出すと、夫はぐだぐだと訳の分からぬことを言い、のらりくらりと逃げています。結局、理由はお金です。現在、家は持ち家でローンは終わっています。それに貯金が2千万円ほどあり、退職金も同程度で、厚生年金もありです。これらすべての半分を貰おうと思ってるのですが、法的に可能でしょうか？
(大阪の離婚を決めた主婦)



確かに最近、貴女のように熟年離婚を希望される方がかなりおられます。しかし、夫の顔を見るのも嫌だ、窒息する云々という理由で、法的に離婚が認められるかというところ、まず無理でしょう。相談内容からも、正当な

離婚した時、夫婦で築き上げた財産等は、原則2分の1ずつ分ける。

理由となる数年間の別居等もないよつです。夫が離婚を承諾するしかないと思われる。つまり協議離婚です。ですが、その問題はクリアされていて、動産や不動産の分割だけが問題になっているとして話を進めます。

離婚をする時、つまるところは財産分与と慰謝料です。貴女が挙げた、現在、夫が持っている財産を分配するというのは、確かに法的には、夫婦2分の1ずつと定めています。ただしそれも、夫婦が結婚後に築き上げた財産を、それぞれ2分の1ずつということです。

ことです。2千万円の預金もいつ貯めたかが重要。退職金も同じです。仮に、夫と結婚したのが、夫の年齢30歳の時ならば、30歳以降の年月についての割り合いが分配の対象になります。

家についても同じです。家の分配は、結婚してから家を買ったならば、2分の1ずつとなります。結婚前に夫が買っていたら、その結婚前の期間の割合分については、除



は、あくまでも、婚姻期間中の保険料の納付分です。

最後に慰謝料です。夫と離婚の合意に達した時、夫に離婚原因がないので貴女は、夫から慰謝料を請求されるかもしれません。その場合、分配すべき財産を減額して実質支払うことになるでしょう。

このように作業はとも大変です。健闘を祈ります。

外されます。

数字を上げて説明します。例えば、家の時価が3千万円で、30年間ローンで完済した。しかし、結婚生活は20年間だったら、その期間で払ったローンの金額は2千万円。その2千万円の半分の1千万円が貴女の取り分です。

家を分割し住むことも可能ですが、家をどちらかが引き取り、その代償分を相手に支払う。または売却し、それぞれお金を分け合うのが一般的でしょう。

退職金も厚生年金も同じ考え方です。ただ、退職金はいつ支払われたかが問題です。退職金が既に何かに使われた場合、分配できませんので貴女は受け取れません。



イラスト/ふじや奈央

この年金分割については、厚生年金と共済年金の部分だけです。厚生年金基金、国民

年金基金等に相当する部分は、分割の対象にはなりません。つまり、2分の1の分割対象

夫に離婚原因がない時、妻が慰謝料を払う。

なっています。これについては、夫が嫌だと言っても、貴女の現住所を所轄する年金事務所標準報酬改定請求書提出して請求

山田先生に聞いてみたい!!

法律に関する質問や疑問を受けつけます。編集部「山田森一先生の女性に優しくないトラブル」係までお送りください。